

六十八條を「第五十五條―第七十二條」に、「第六十九條―第七十九條」を「第七十三條―第八十三條」に、「第八十條―第九十八條」を「第八十四條―第一百二條」に、「第九十九條―第一百四條」を「第一百三十一條―第一百二十九條」に、「第一百二十七條―第一百三十三條」を「第一百二十九條―第一百三十三條」に、「第一百三十七條―第三十八條」を「第一百三十八條―第三十三條」に、「第三十九條―第四十二條」を「第四十三條―第四十六條」に、「第四十三條―第四十二條」を「第四十三條―第四十二條」に、「第四十七條」に、「第四十四條―第四十八條」を「第四十八條―第五十二條」に、「第五十三條―第五十八條」を「第五十三條―第五十七條」に、「第五十六條―第六十七條」を「第六十條―第七十一條」に、「第六十八條―第七十四條」を「第七十二條―第七十八條」に改める。

第一条中「内外」を「我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外」に、「燃料資源を「エネルギー」に「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改める。

この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気をいう。

第二条第二項中「燃料」を「化石燃料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外のものをいう。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱（第五条第二項第二号及び八において「非化石熱」という。）及び化石燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気（同号二において「非化石電気」という。）をいう。

5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させることをいう。

6 この法律において「電気の需要の最適化」とは、季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせることをいう。

第三条第一項中「電気の需要の平準化」を「非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条第二項中「合理化の」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換の」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改める。

第四条中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改める。

第五条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「目標」を「目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。）」に改め、同項第一号中「第四百四十五條第一項」を「第四百四十九條第一項」に改め、同項第二号イ中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項第一号中「電氣需要平準化時間帯」を「電氣需要最適化時間帯」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「燃料又は」を「化石燃料若しくは非化石燃料若しくは」に、「転換」を「転換又は化石燃料若しくは非化石燃料若しくは熱の使用から電氣の使用への転換」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 電氣需要最適化時間帯を踏まえた電氣を消費する機械器具を使用する時間の変更

2 経済産業大臣は、工場等における非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおける非化石エネルギーを使用する設備の設置その他非化石エネルギーへの転換に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 燃焼における非化石燃料の使用

ロ 加熱及び冷却における非化石熱の使用

ハ 非化石熱を使用した動力等の使用

ニ 非化石電氣を使用した動力、熱等の使用

第五条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならぬ。

第六条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「事項を勘案して、同項各号」を「事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七条第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十九條第二項」を「第三十一條第二項」に、「第二十九條第二項第二号」を「第三十一條第二項第二号」に、「合理化」を「合理化又は非化石エネルギーへの転換」に改める。

第八条第一項中「第十五條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その」を「並びにその」に改める。

第九条第一項中「業務」の下に「第十五條第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。」を加え、同項第二号中「第五十一條」を「第五十五條」に改める。

第十五條中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定事業者（その設置している全ての工場等における第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電氣を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期にその設置している工場等について第五條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電氣を供給する者にあつては、当該熱又は電氣を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第十七條第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十七條第四條第一号中「第十九條第三項」を削り、「第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三十條第三項、第三十一條第三項、第三十三條第二項、第三十四條第三項、第二十一條第三項、第二十三條第二項、第二十四條第三項、第二十六條第三項、第三十二條第三項、第三十三條第三項、第三十五條第二項」に、「第四十一條第二項、第四十二條第三項又は第四十四條第三項」を「第三十八條第三項、第四十四條第二項、第四十五條第三項又は第四十七條第三項」に改め、同条第二号中「第九十二條第一項」を「第九十六條第一項」に改め、同条を第百七十八條とする。